

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

議案第2209号

栗原都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(別冊2)

平成22年2月
宮城県

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

= 目 次 =

序. 県北地区の将来像	1
(1) 目指すべき将来像	1
(2) 県北地区の将来都市構造	2
1. 都市計画の目標	3
(1) 基本的事項	3
(2) 都市づくりの基本理念	4
2. 区域区分の決定の有無	12
3. 主要な都市計画の決定の方針	13
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	13
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	17
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針	21
付図（栗原都市計画区域）	23

序 県北地区の将来像

(1) 目指すべき将来像

宮城県の北部一帯に位置する宮城県北地区は、栗駒国定公園や南三陸金華山国定公園の山々や変化に富んだ地形のアス式海岸、ラムサール条約登録湿地に指定されている伊豆沼・内沼・燕栗沼及び周辺水田・化女沼や北上川・江合川・鳴瀬川の湖沼・河川の水辺などの豊富で優れた自然環境に囲まれている。また、河川流域などの平地部に拓かれた広大な田園地帯や大崎耕土・金成耕土・登米耕土を利用した農業、海の恵みを利用した漁業などの農林水産業を基幹産業として発展した地区でもあり、これらの緑と水の自然環境や農林水産資源が地域の原風景を醸し出し、かけがえのない貴重な財産となっている。

さらに、東北縦貫自動車道やJR東北新幹線の国土を形成する広域的な高速交通体系、国道4号やJR東北本線などの幹線道路、鉄道など交通機関のネットワークが発達しており、良好な交通条件を活かした工業系産業施設などの集積も図られている。また、大崎市古川地域には県北地区における通勤通学・買い物等の都市活動、地域間交流の中心となる商業・業務施設の集積がみられ、県北地区の中心核を担っている。さらに、築館地域、迫地城及び気仙沼地域には各圏域の生活に必要な商業業務等の都市機能が集積する中心地が形成されている。

しかし近年においては、少子高齢社会の到来とともに人口減少が進行しており、各種産業の活力が低下している状況にある。特に、各圏域や地域の中心地においては、人口減少に加えて商業業務及び行政機能の郊外部への移転等によって商店街等の空洞化が進行しており、都市的土地区画整理事業が進まず空き家、空き店舗の増加が目立つ状況となっており、これまで県北地区の発展を支えてきた都市機能の維持と市街地の整備改善などによる地域の活性化定住人口や交流人口の増加を図ることが都市づくりの重要な課題となっている。

このことから、県北地区の活力の維持と活性化を目指し、森林や水辺、広大な田園地帯などの優れた自然環境、温泉や歴史文化資源との景観などの各地域の様々な財産は未来へ継承していくとともに、農林水産業の高付加価値化などによる振興や観光産業などへの有効活用、自然や田園環境と共生する快適な生活環境づくりなどの取り組みが求められている。各地の中心地においては中心地の規模に見合った都市機能が集約する歩いて暮らせる地域づくり、また、各地域間で都市機能が連携し合えるよう移動しやすい交通網ネットワークの充実が求められている。特に、県北地区の均衡ある発展を目指し、大崎広域都市圏を中心に乗原圏域、登米圏域との生活や産業活動などの交流・連携の強化を図ることが重要である。

さらに既存の高速交通体系に加え、今後は三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備などにより新たな産業集積や広域観光・交流を展開し、地域の活力の向上と定住化促進が図られることが期待されている。

以上のような県北地区を取り巻く背景を踏まえ、県北地区の目指すべき将来像を

『地域資源を活かした産業が育まれ、
豊かな自然・広大な田園環境とともに暮らせる都市づくり』

と設定する。

(2) 県北地区の将来都市構造

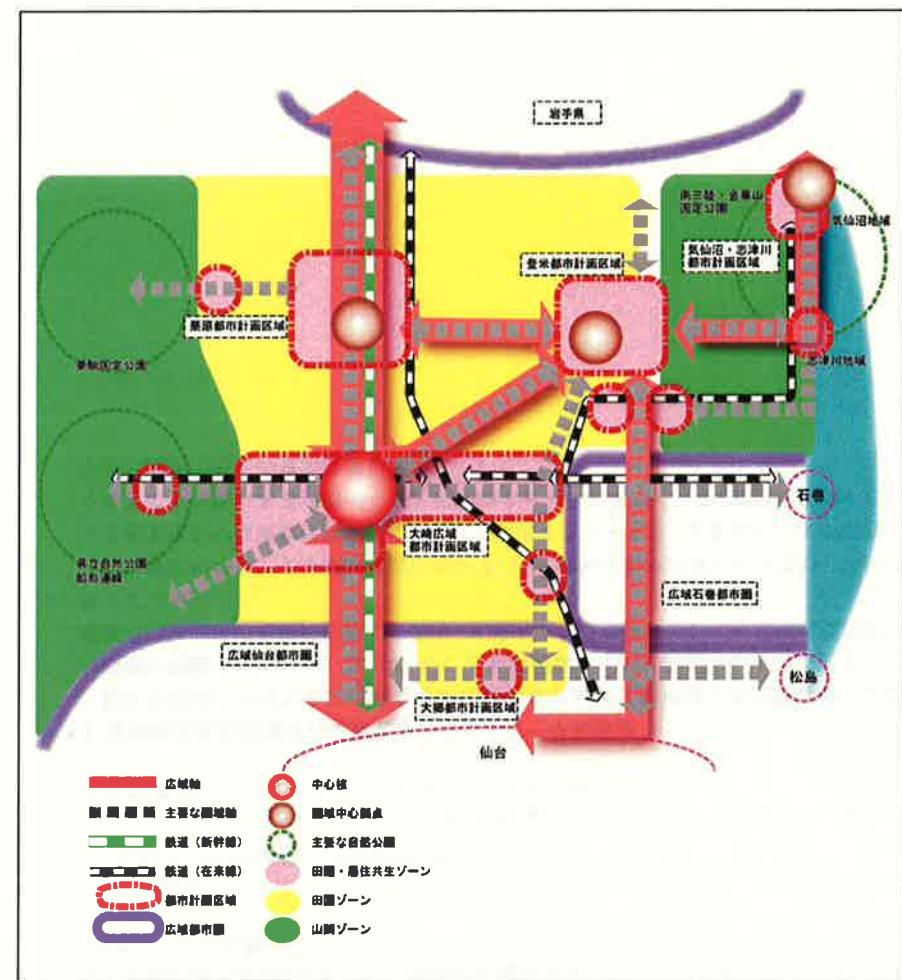


図 県北地区的将来構造

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の平成 42 年を目標年次とし、栗原都市計画区域における整備、開発及び保全の方針を定める。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね 10 年後の平成 32 年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とする。

その範囲、面積は次のとおりである。

表 都市計画区域の範囲及び規模

都市計画区域名称	市町名	範 囲	面 積	参考(行政区域)
栗原都市計画区域	栗原市	行政区域の一部	8,997 (ha)	80,493 (ha)
	登米市	"	144 (ha)	53,638 (ha)
合 計			9,141 (ha)	

また、都市計画区域などの動向に基づき、本都市計画区域における人口及び経済指標を次のとおり推計する。

表 都市計画区域のおおむねの人口及び産業規模

項 目	単位	現 態 (平成 17 年)	将 来 (平成 42 年)
人 口	人	36,381	27,200
産業	製造品出荷額等	億円	1,062
	年間商品販売額	億円	1,039
			1,119

(2) 都市づくりの基本理念

① 都市計画区域の将来像

1) 地域の発展を牽引する拠点間のクラスター・ネットワークづくり

高次都市機能^{注1}が集積し、中心市街地を有する中核拠点は築館地域にあり、栗原市の中心拠点としての役割を担っている。また、主要な地域拠点として、若柳地域の中心地、若柳金成 I.C.周辺及びJR東北新幹線くりこま高原駅周辺が挙げられ、商業、工業等の中核拠点を補完する機能を担っている。

それぞれの拠点が有する機能の維持と質的な向上を図るとともに、幹線道路等を活用した拠点間の連携強化により、栗原市の発展を牽引するクラスター・ネットワーク^{注2}構造づくりを展開する。

注) 1. 高次都市機能

: 日常生活を営む圏域を越えた広範な地域を対象とした、質の高いサービスを提供する都市機能。

2. クラスター・ネットワーク

: 1 都市に都市機能が集中するのではなく、自律性の高い地区が相互補完することで、全体として大都市に匹敵する都市的サービスが享受することができるような都市構造。

2) 宮城県の北の玄関口と北東北へのネットワークの形成

栗原市東部のほぼ中央には南北方向に通る東北縦貫自動車道や東北新幹線の高速交通網が整備されており、2つの I.C. と新幹線駅が市内に設置されている。また、栗原市は宮城県の北端に位置しており、宮城県の北の玄関口としての広域的な役割を担っている。

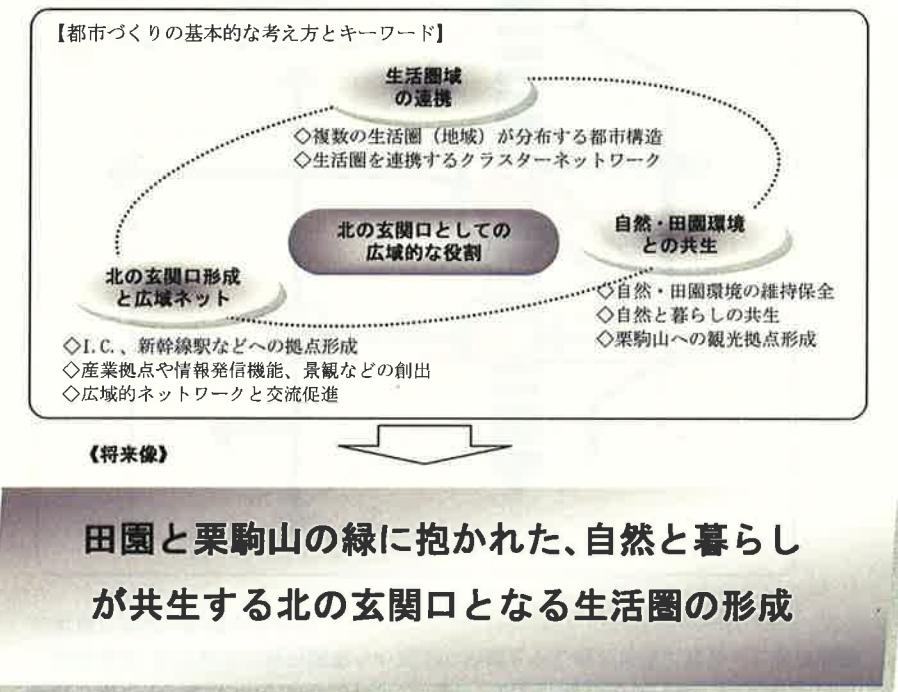
I.C.周辺やくりこま高原駅周辺においては、宮城県の北の玄関口にふさわしい活力ある産業拠点や情報発信機能、景観などを創出するとともに、北東北の人々が訪れたくなるような魅力ある空間づくりと広域的ネットワークづくりを強化し、隣接する岩手県一関市などの交流促進を展開していく。

3) 自然環境や田園環境と暮らす地域づくり

栗原市には、栗駒国定公園から連なる山々や丘陵地の緑、伊豆沼、内沼、花山湖の湖沼の水辺など、豊かな自然環境を有している。また、平坦地には広大な田園環境が広がっており、中核拠点と主要な地域拠点を包み込んでいる。

これらの豊かな自然環境や広大な田園環境は、住民の貴重な財産として未来へ継承するための維持、保全に取り組んでいく。また、栗駒山の麓に位置する栗駒地域においては、身近に自然を感じる自然と暮らし共生する生活環境のある生活圏を維持するとともに、自然環境を有効活用した栗駒山への観光の拠点となる地域づくりに取り組んでいく。

以上の都市づくりの基本的な考え方を踏まえ、本都市計画区域の将来像を次のとおり定める。



② 都市計画区域の基本方針

1) ゆとりと安らぎのある生活環境の形成

i) 地域の特性を活かした生活の拠点の形成

築館地域の市街地は、高次な都市機能の集約を図った都市拠点を形成する。

各地域には、地域の生活や都市活動の中心となる地域拠点を形成する。

地域拠点は、地域の特性や規模に応じた集約型の中心地を形成する。

ii) 県北地区の広域的な骨格を形成する鉄道、道路ネットワークの強化

東北縦貫自動車道、JR 東北新幹線、国道 4 号、JR 東北本線の幹線交通網を活かし、広域連携機能の維持と強化を図る。

国道 4 号築館バイパスの整備によって交通網の強化を図り、広域連携機能を強化する。

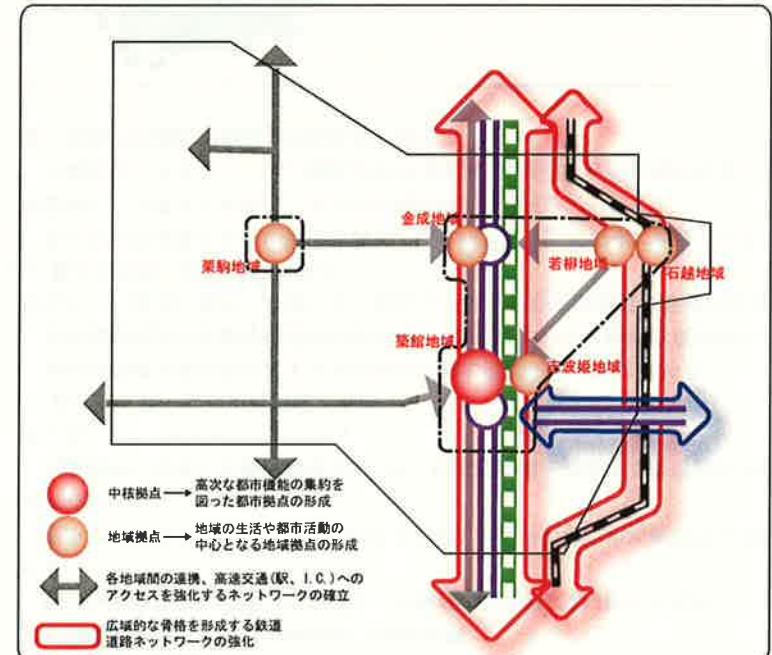
東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を連絡するみやぎ県北高速幹線道路の整備を推進する。

iii) 各地域間の連携、高速交通（駅、I.C.）へのアクセスを強化する、ネットワークの確立

（クラスター型都市構造の実現）

国道及び主要地方道を基本とした幹線道路の整備による市内及び地域間のネットワーク及びJR 東北新幹線くりこま高原駅や東北縦貫自動車道築館 I.C.、若柳金成 I.C. 等の広域交通網へのアクセスの充実を図り、クラスター型都市構造を実現する。

鉄道や市民バスなどの公共交通機関の維持により環境負荷が少ない都市づくりを行うとともに、住民ニーズに応じた利便性の向上を図る。



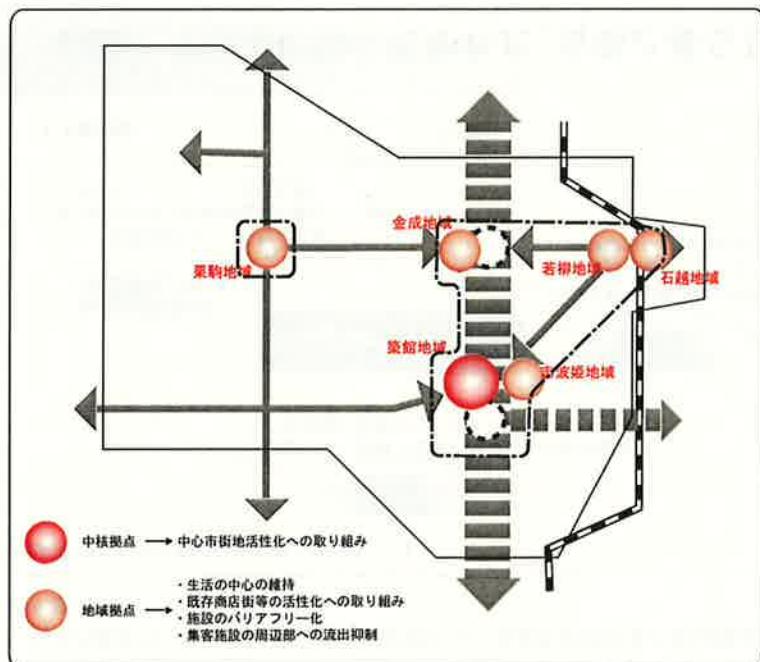
2) 中心市街地の機能維持と活性化の促進

築館地域の中心市街地において、魅力ある市街地の形成を図るために中心市街地の活性化に取り組んでいく。

地域拠点において、生活の中心を維持するため既存商店街等の活性化に取り組んでいく。

歩いて暮らせる生活利便性の高い街なか居住¹⁾を促進し、歩道や公益施設²⁾をはじめとする建築物などのバリアフリー化³⁾を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく。

商業施設、集客施設の周辺部等への流出の抑制と中心地の規模に見合った都市機能の集積と適切な配置を進める。



3) 優れた自然環境と共生する圏域づくり

i) 田園環境と調和する土地利用の計画的誘導

中心市街地及び各地域の中心地などの既存の市街地には、住宅を需要に応じて供給する。

豊かな自然環境や優良農用地、森林を確保し、維持するために無秩序な市街化を抑制する。

田園地帯に分布する農村集落等は、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

ii) 安心して暮らせる生活環境の形成

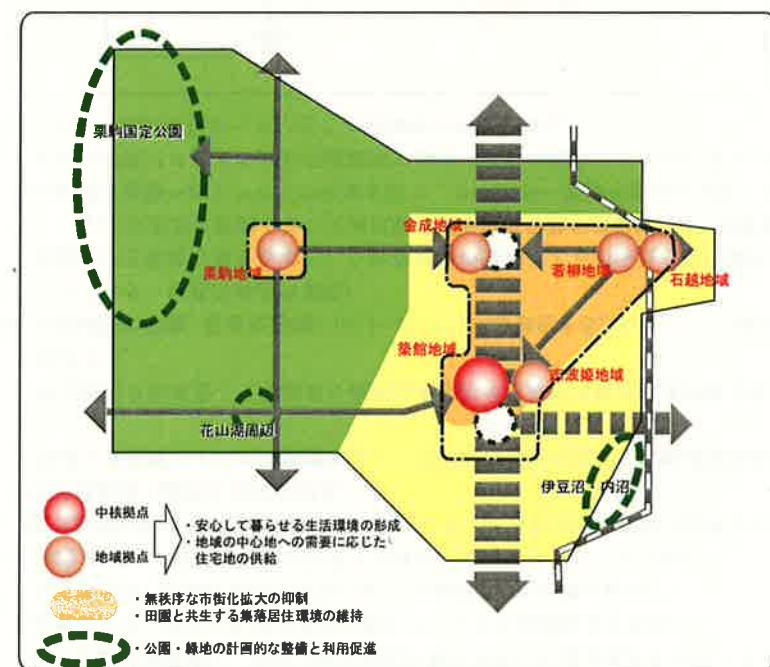
面的な整備事業の導入による良好な住宅地の供給を計画的に進める。

都市基盤施設の改善や建築物の耐震化、不燃化については地域防災計画などと整合を図りつつ適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

iii) 豊かな自然・緑の環境の保全

豊かな自然環境や美しい眺望景観は、地域の財産として将来に継承するため、適正な管理により保全・再生し、さらなる質の向上を図る。

広域的なレクリエーション機能を有する公園、緑地は、自然環境の保全とともに公園・緑地の計画的な整備、利用促進を図る。



注) 1. 街なか居住

:人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちの中心部などに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できることを想定した居住スタイル。

2. 公益施設

:公益事業として運営される施設で、電気・ガス・水道・電信・鉄道・医療などの施設。

3. バリアフリー化

:障害のある人が社会生活をしやすいように、物理的・社会的・心理的な障壁(バリア)、または情報面・制度面等の障壁を取り除くこと。

4) 圏域への定住を促進する産業の振興

i) 高速道路 I.C. を活かした工業・物流機能の強化

広域的な交通条件を活かした、新たな工業業務・物流機能の強化を図る。

築館 I.C. 周辺には、大規模な低未利用地を利用した新たな産業業務地を整備する。

既存工業団地の産業業務機能の維持と周辺地域への影響に配慮した環境の改善を進めること。

ii) 豊かな自然環境や温泉、歴史文化を活かした観光の振興

大規模な公園・自然景勝地、地域資源などを活用した、自然環境と人々がふれあう、憩いとやすらぎのある観光・レクリエーションの場を形成する。

歴史文化などの地域資源を活かした市街地内観光の振興を図る。

観光資源の相互ネットワークの強化により、観光振興の向上や新たな観光事業の展開を支援する。

JR 東北新幹線くりこま高原駅からの栗駒山の山々と広大な田園地帯の眺望景観を自然豊かな田園都市栗原を印象づける風景として保全する。

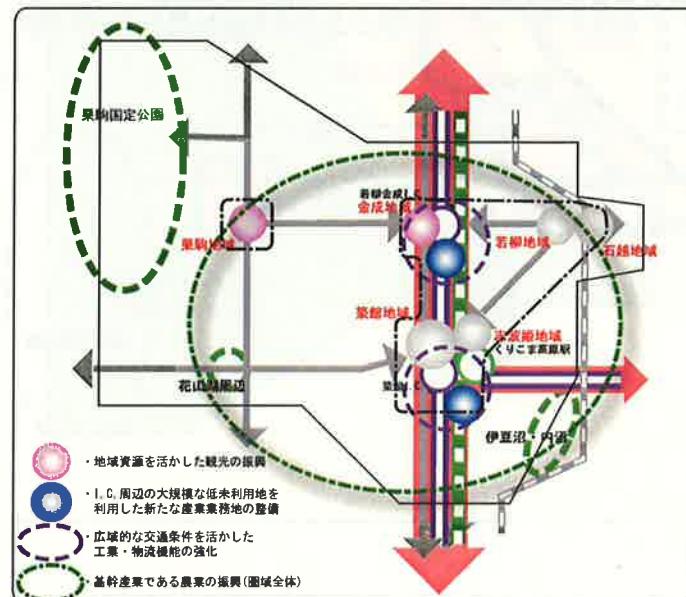
iii) くりこま高原駅周辺の土地利用の高度化の促進

JR 東北新幹線くりこま高原駅周辺は田園環境との共生を図りつつ、良好な交通条件を活かした商業、業務、観光などの土地利用を計画的に進める。

iv) 基幹産業である農業の振興

農地の利用集積や農産物の高付加価値化などにより営農環境の向上と効率化を図り、圏域の基幹産業である農業、農地を維持する。

観光・体験農園などによる農地の多目的活用や農産物を活かした特産品開発・販売などにより農業の活性化を図る。



③ 都市の将来構造

【 土地利用ゾーニングの考え方 】

1) 中核拠点連携ゾーン

都市計画区域の中心市街地(中核拠点)と隣接して位置する主要な地域の中心地(地域拠点)を連携する圏域の中心となるゾーンである。都市機能の集積や拠点間のネットワーク強化を図る一方で、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造する。

2) 田園・居住共生ゾーン

都市計画区域白地地域に位置するゾーンである。無秩序な市街化の抑制を図る一方で、地域の生活、居住及び産業活動に必要な土地利用については、需要等を考慮しながら計画的に土地利用を誘導していく。

3) 田園環境ゾーン :

圏域の象徴である田園環境の維持保全を図るゾーンである。平坦地の広大な水田地帯や散在する農村集落が共存する田園環境、田園風景の維持保全を図る。

4) 自然環境の保全ゾーン :

山々の緑や丘陵地の森林など、豊かで優れた自然環境を保全していくゾーンである。また、一部では、自然環境への環境負荷に配慮しつつ、自然と人がふれあい、親しむ空間として活用を図る。

2. 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、次の事由から、今後無秩序な市街化が進行する可能性は低く、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考えられ、区域区分を定めないものとする。

【区域区分を定めない事由】

○人口減少の予測

本都市計画区域の人口は約36千人であり、近年、いずれの地域も減少傾向を示していることから、本都市計画区域全域においても人口が減少している。

また、少子高齢化社会や人口減少時代の到来により、今後も人口は減少していくものと予測されており、住宅地の著しい拡大は見込まれない。

○産業の見通し

産業の動向は、中心市街地の活力の低下や長期化した景気低迷期にあったことから、製造品出荷額等、年間商品販売額とも総体的に減少傾向を示している。将来においては、既存の中心市街地において商業の活性化方策の推進、現存する工業系用途地域や市街地内の大規模な低未利用地を有効活用した新たな企業誘致などにより、緩やかな増加を見込んでいる。

したがって、産業活動の振興に伴い、都市的土地区画整理事業が著しく拡大していくことは見込まれない。

○集約型市街地構造への誘導

近年、大型店舗の出店などは郊外部に進出しているが、今後の都市づくりのあり方として、中心市街地及び地域の中心地へ都市機能の集約を図ることを目指している。

○関連法規による土地利用の規制

本都市計画区域の市街地及び地域の中心地の外周に広がる農地、山林等の自然的土地区画整理事業について、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。

今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと考えられる。

○大規模プロジェクト

本都市計画区域の拠点となる築館地域、若柳地域、若柳金成I.C.周辺、くりこま高原駅周辺を囲むエリア（中核拠点連携ゾーン）の一部やくりこま高原駅周辺において田園環境と共生する土地利用の展開を想定しているが、具体的なプロジェクトは現在のところ予定されていない。

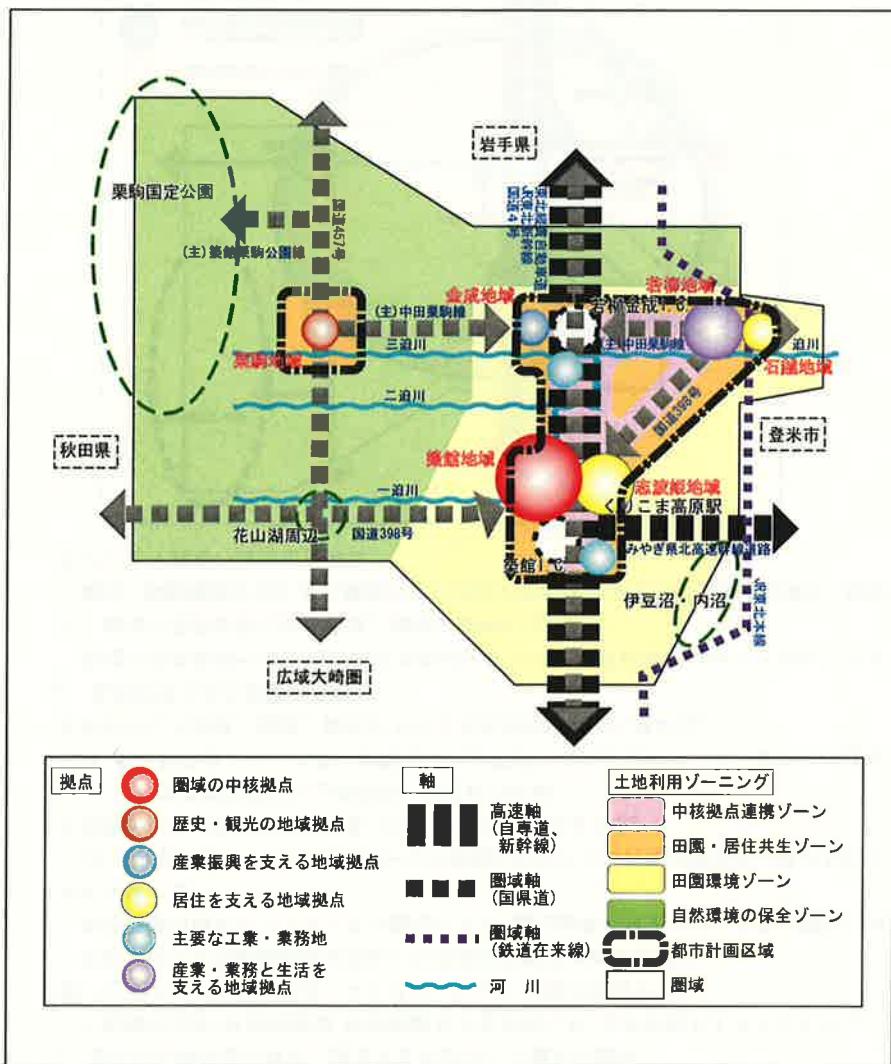


図 栗原都市計画区域の将来構造

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域は、東北縦貫自動車道、国道4号、JR東北新幹線、JR東北本線などの県土及び東北地方の骨格を形成する、広域的な南北軸上に築館地域の中心市街地が位置している。また、市内の各地域間を国道及び主要地方道でネットワークするクラスター型都市構造を構成している。さらに、築館地域・若柳地域の中心市街地、東北縦貫自動車道築館I.C.及び若柳金成I.C.、JR東北新幹線くりこま高原駅等の主要な拠点を囲んだ中核機能エリアを形成し、都市機能の計画的な整備誘導とその一方で、広大な田園地帯の抑制を図りつつ環境と共生するエリア形成を目指す。

中心市街地及び各地域の中心地は、各地域の特性を活かし、地域における生活や都市活動の中心となる地域拠点を形成する。生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図り、各地域拠点の特性や規模に応じた集約型の市街地を形成する。

工業団地は、既存の産業業務機能の維持を図りつつ、地域の農林水産物資源を活用した食品関連産業等や、自動車関連産業、高度電子機械産業の集積を促進するとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善などを進める。

高速道路I.C.2か所を有する広域的な交通条件を活かし、圏域の雇用促進と発展に向けて、新たな工業業務・物流機能の強化を進める。

各中心市街地及び地域の中心地や後背の住宅地には、自然志向型居住^{注1}、街なか居住、二地域居住^{注2}などの多様化する居住スタイルのニーズに対応する住宅を供給する。

必要に応じて、新たな住宅地を土地区画整理事業などの導入により、良好な住宅環境の形成を進める。既存の住宅地は、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震化、不燃化を適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

豊かな自然環境や優良農用地、森林を維持するため、各種の関連法規とも連動しながら無秩序な市街化を抑制する。また、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

注) 1. 自然志向型居住

: 都市と農山漁村双方の住民の多自然地域における一時滞在や定住の実現を想定した居住スタイル。

2. 二地域居住

: 都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすことを想定した居住スタイル。

② 主要用途の配置の方針

1) 中核商業地

築館地域の市街地は、栗原市の発展を牽引する中心市街地として位置づけ、商業業務及び行政・医療等の市民における買い物などの中心となる商業地を形成する。

2) 地域商業地

若柳地域の中心市街地は、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サ

ービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図った地域の商業地を形成する。

3) 特色ある商業地

金成地域金成・沢辺地区は、地域固有の歴史と街道筋の街並み景観を活かした、都市型観光・文化の交流の拠点を形成する。地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図る。

JR東北新幹線くりこま高原駅周辺は、新幹線を利用した県北地区北部の広域的な玄関口として位置づけ、自然豊かな地域の眺望景観の維持と周辺に広がる田園環境との共生を図りつつ、商業、業務、観光などの交流・情報発信機能や広域移動が可能な駅至近の居住環境の充実を進める。

栗駒地域岩ヶ崎地区は、栗駒国定公園の自然環境・自然眺望および温泉・リゾート施設を活かした滞在型観光・リゾート地の麓の街として、観光商業や公共交通結節機能の充実を図る。また、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図る。

石越地域石越駅周辺地区は、鉄道駅を中心にして、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設の都市機能の集約と公共交通を活かした利便性の高い居住環境の維持とさらなる充実を図る。

4) 業務地

市役所、県や国の広域的な行政施設及び民間事業所などが集積している築館地域周辺は、公共公益施設や業務施設の機能の充実、強化を図り、市民や通勤者にとって利便性の高い業務地の形成を図る。

5) 工業地

金成地域（金成工業団地）、若柳地域（中田栗駒線沿い工業地）の工業団地は、既存の産業業務機能の維持・強化を図るとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善などを進める。

築館地域築館I.C.周辺は、高速道路等の広域的な交通条件を活かし、圏域の雇用促進と発展に向けて、大規模な低未利用地を利用し環境に配慮した循環型産業に対応する産業業務地の整備を進める。

6) 住宅地

築館地域及び若柳地域の中核商業地は、街なか居住を促進する住宅地として土地の有効利用による高密度住宅地の形成を図る。

築館地域及び若柳地域の中核商業地に連たんする市街地は、オープンスペースの確保や道路などの基盤施設の整備・改善を進め居住環境及び防災性の向上を図り、中密度や低密度の住宅地を形成する。

金成地域金成地区・沢辺地区、栗駒地域岩ヶ崎地区などの都市的土地区画整備がなされている地区は、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の維持及び改善を進め、良好な生活環境の維持、向上を図る。

都市基盤整備が行われた築館地域宮野地区、若柳地域川南地区などの市街地は、街並み景観づくり等を誘導し、居住環境の維持と質的向上の向上を図り、低密度の住宅地を形成する。

7) 幹線道路沿道地

築館地域を通る国道4号及び国道4号築館バイパスの幹線道路沿道は、恵まれた交通条件を活かし、中小規模な沿道型商業及び業務施設などの集積を図る。

③ 市街地の土地利用の方針

1) 土地の高度利用に関する方針

築館地域の中心市街地においては、栗原市における生活利便性向上や産業・交流等の都市活動の活性化を牽引する各種都市施設を機能的に集約する土地の高度利用、有効利用を図る。

若柳地域の中心市街地は、築館地域中心市街地を補完する機能を有する地域に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市施設を集約する土地の高度利用、有効利用を図る。

2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

築館地域桜町地区及び萩沢土橋地区は、市街地内における大規模な低未利用地の有効活用を図るために用途転換を検討していく。

3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地は、耐震、耐火などに配慮した市街地整備の観点から、道路などの都市基盤の整備・改善を進め、市街地の防災性の向上や街なか居住の環境づくりを用途地域を基本として土地利用の誘導を図る。

中心市街地に隣接する住宅市街地等で、道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進んでいないエリアは、良好な居住環境への改善を面的整備、用途地域や地区計画等による土地利用の規制誘導により進める。

土地区画整理事業等の面的な整備が計画的に行われ、良好な居住環境を備える住宅地は、良好な居住環境の維持を用途地域や地区計画等による土地利用の規制誘導により進める。

金成地域金成地区・沢辺地区、栗駒地域岩ヶ崎地区の都市的土地区画整理事業等の面的な整備が計画的に行われ、良好な居住環境を備える住宅地は、良好な居住環境の維持を用途地域や地区計画等による土地利用の規制誘導により進める。

4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

若柳地域の市街地内を流れる迫川の自然環境・景観は、都市に潤いとやすらぎを与えるだけではなく、生態系のつながりにとっても重要であるため、適切に保全するとともに、河川緑地を活用した親水空間としての機能維持と充実を図る。

2) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

保安林、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害警戒区域等の法指定区域は、地域住民の安全を確保するため、宅地化を抑制するとともに代替となる住宅地への移転の促進や崩落防止整備等の防災機能の強化を図る。

自然災害の危険性が高い箇所においては、土地利用を規制する新たな区域の法指定により土地利用の制限を行う。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地及び地域の中心地の周辺部にある自然環境は、地域における貴重な財産として次世代に継承していくため、森林、緑地や農地等に関連する法令等により保全することを基本とする。

主要な拠点に囲まれた中核機能ゾーンは、都市的土地区画整理事業等による土地利用の規制誘導により進める。

4) 計画的な都市的土地区画整理事業等による土地利用の実現に関する方針

JR東北新幹線くりこま高原駅周辺は、商業、業務、観光などの交流・情報発信機能や広域移動が可能な駅至近の居住環境の充実など、高速交通条件を活かした土地利用の高度化や地域の発展に資する新たな土地利用展開の実現に向け、検討を継続していく。

主要な拠点に囲まれた中核機能ゾーンは、現況の田園環境の維持・保全に配慮しつつ、栗原市の新たなシンボルとなる都市機能の集積などを図る新たな土地利用展開の実現に向け、検討を継続していく。

④ 市街地外の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地外に広がる広大な田園地帯は、農地等に関連する法令等により保全することを基本として、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地と田園風景の維持・保全を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

1) 基本方針

本都市計画区域は、国土を形成する軸である東北縦貫自動車道、JR 東北新幹線及び国道 4 号により南北方向に骨格となる広域高速交通軸が形成され、広域圏内外の交流や産業経済活動が支えられている。区域内には築館 I.C.、若柳金成 I.C. 及び JR くりこま高原駅が設置され、宮城県の北の玄関口となる広域高速交通に恵まれた圏域となっている。

また、国道 4 号、398 号、457 号などの幹線道路により、市内に分散する各地域間を機能的に連携し、生活・交流におけるクラスター型ネットワークが形成されている。

今後は、広域高速交通の結節機能を維持するとともに、各地域から I.C. や新幹線駅の広域高速交通結節点^{注1)}へのアクセス性を強化し、栗原市の発展及び北東北との交流、連携機能を支える広域交通結節機能の向上を図る。

圏域内においては、地域間の円滑な移動性の確保や築館地域の中心市街地内を通る国道 4 号などの交通渋滞を緩和するよう国道 4 号築館バイパスなどの整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図る。

また、誰もが気軽に利用でき、環境に優しい公共交通体系の確立を目指し、住民ニーズに対応したバス交通の充実と鉄道駅との連携体制の強化を図る。

注) 1. 広域交通結節機能

: 鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道など、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

2) 主要な施設の配置の方針

i) 自動車専用道路

国土を形成する広域高速軸として東北縦貫自動車道、隣接する登米市や三陸沿岸都市を結ぶみやぎ県北高速幹線道路を位置づけ、広域的な交流、産業活動等を支える役割を担う。

ii) 主要幹線道路

圏域の骨格を形成する南北方向の道路として国道 4 号及び国道 4 号築館バイパスを位置づけ、周辺都市や圏域内における生活、買い物、産業等の都市活動を支える役割を担う。

圏域の骨格を形成する東西方向の道路として国道 398 号を位置づけ、築館地域の中心市街地や若柳地域の市街地、JR くりこま高原駅とのアクセス機能や生活、買い物、産業等の都市活動、観光等の広域的な交流を支える役割を担う。

iii) その他の幹線道路

各地域間及び隣接都市間を連携する道路として国道 457 号、(主)築館登米線、(主)中田栗駒線、(主)古川佐沼線、(主)築館栗駒公園線などのクラスター型ネットワークを構成する国道、主要な県道を位置づけ、主要幹線道路を補完し市内の地域間の

都市活動及び周辺都市との交流を支える役割を担う。

iv) 鉄道

国土を形成する広域高速軸として JR 東北新幹線を位置づけ、通勤通学、業務、観光等の広域都市活動を支える役割を担う。

本市の東端を通る JR 東北本線を位置づけ、住民の生活に身近な移動手段としての役割を担う。また、駅周辺には公共交通機関の利用促進を図る交通結節施設の確保に努める。

3) 主要な施設の整備目標

本都市計画区域における交通施設のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

表 おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

区分	名称	市町名	地区名	事業主体
主要な 道 路	① 国道 4 号 (築館バイパス) 〔(都) 国道幹線〕	栗原市 (築館・志波姫)	赤坂 ～城生野	国土交通省
	② (主) 築館登米線 (みやぎ県北高速幹線道路)	栗原市 (築館)	加倉 ～迫町北方	宮城県
	③ (主) 中田栗駒線 〔(都) 金成石越線〕	栗原市 (若柳)	福岡	宮城県
	④ (一) くりこま高原停車場伊豆沼線	栗原市 (若柳)	若柳	宮城県
	⑤ (都) 一迫南線	栗原市	伊豆 2 丁目 ～萩沢佐内屋敷	栗原市

注： (主)…主要地方道、(一)…一般県道、(都)…都市計画道路

② 下水道及び河川

1) 基本方針

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、生活環境の維持及び改善、河川・湖沼等の水質保全等、都市活動を支える上で重要な施設である。

本都市計画区域の下水道は、公共下水道及び流域下水道により整備が進められており、平成 20 年度における下水道の整備率は、78.0%（事業認可面積 795.4ha）となっている。今後も衛生的で快適な生活環境の維持及び向上を図るため、公共下水道、流域下水道の整備計画に基づき、下水道の整備を促進する。

都市河川は、台風や豪雨などの水害から市街地を守り、安全な生活環境を確保する治水機能を有するとともに、その水辺、緑の環境は潤い、憩い、安らぎを生活に享受する施設である。

本都市計画区域を流れる主要な河川は、栗駒山を源流に東西方向に流れる迫川、二迫川、三迫川などがあり、このうち迫川は人口が集積する築館地域、若柳地域の市街地内を流れている。市街地内を流れる都市河川においては、都市災害等に対する治水機能の強化と河川が有する景観機能や親水空間としての役割の維持及びさらなる充実を進めることが求められている。

2) 主要な施設の配置の方針

築館地域、若柳地域の市街地及び各地域の中心地においては、各地域の公共下水道及び流域下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を配置する。

各河川は、河川管理者及び流域市町村との連携のもと、治水機能の維持のための整備改修を進める。また、快適で安全な親水空間を確保、創出するため地域住民との協働による適切な維持管理に努める。

3) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道及び河川のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

表 おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種別	名称	市町名	地区名	事業主体
下水道	栗原市流域関連公共下水道	栗原市		栗原市
	栗原市特定環境保全公共下水道	栗原市		栗原市
	栗原市公共下水道	栗原市		栗原市
	登米市流域関連特定環境保全公共下水道	登米市		登米市
河川	△ 一級河川北上川水系迫川	栗原市	若柳大橋上流	宮城県

③ その他の施設

本区域におけるその他の施設のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

（3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。

低未利用地が介在している市街地等においては、土地区画整理事業や開発行為などの面的整備事業や地区計画による土地利用の規制誘導を進め、計画的な宅地化による土地の有効利用を図る。

② 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域の周囲には、栗駒国定公園に指定されている栗駒山から東に傾斜する丘陵地、栗駒山の麓から流れる迫川、二迫川、三迫川等の主要河川や花山湖、ラムサール条約指定登録湿地の伊豆沼、内沼の水辺など、豊かな自然環境を有しており、森林や農地等の自然的な土地利用が圏域の大半を占めている。市の東部の市街地周辺は平野部の田園地帯や農地、市の中央部、南部及び北部は森林等に覆われているとともに、地域固有の自然景観、田園風景を醸し出す田園都市を形成している。

また、栗駒国定公園、伊豆沼、内沼の自然景勝地など、豊かな自然環境、地域資源を活用した自然環境と人々がふれあう、憩いとやすらぎのある観光・レクリエーション地を形成している。

これらの自然環境、地域資源及び景観・風景は、地域の財産として将来に継承するため、今後とも維持、保全していくとともに、自然環境と共生する快適な都市環境の実現や観光、レクリエーションを通じた地域の産業振興を図るために環境負荷に配慮しながら有効に活用していく必要がある。

- 緑の骨格を形成する栗駒山、平野部の田園地帯、迫川・二迫川・三迫川等の主要河川、伊豆沼・内沼及び花山湖の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観は、地域の財産として将来に継承していく。
- 市民及び広域的な運動・レクリエーション機能を有する荒田沢公園、文化資源を活かした館山公園、迫川緑地など、自然環境の保全と公園・緑地の計画的な整備、利用促進を図る。
- 豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

② 主要な緑の配置の方針

1) 環境保全系統

迫川・二迫川・三迫川等の主要河川、栗駒山をはじめとする栗駒国定公園の山々及びこれに続く丘陵地、市街地周辺の丘陵地及び平地部に広がる田園地帯の農地を環境保全系統の緑に位置づけ、河川の水辺や緑地等の自然環境の維持保全を図る。

日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持及び整備を行う。

公共施設用地などにおける市街地内の緑化の充実を図る。

2) レクリエーション系統

荒田沢公園（築館総合運動公園）、館山公園などの大規模な都市公園をレクリエーション系統の緑に位置づけ、地域住民等の憩いの場となるレクリエーション機能の維持と充実を図る。

若柳地域の迫川の河川緑地を位置づけ、水辺とその周辺における緑地を活かした潤いのあるレクリエーション機能の維持の充実を図る。

3) 防災系統

市街地内の都市公園を防災系統の緑に位置づけ、災害時の避難地となる機能強化を図る。

自然災害の防止または緩和に資する緑地として、急傾斜地崩壊危険区域内等に分布する緑地の保全や河川流域における田園地帯の水田、農地を保全し、水害に対する遊水機能を確保する。

工業地周辺の環境の向上を図る緑地として、緩衝緑地を確保する。

4) 景観形成系統

市街地の背景となる緑地を構成する丘陵地の山林を景観形成系統の緑に位置づけ、その緑の眺望景観を維持する。

若柳地域中心市街地内の都市景観を演出する市街地内の緑、各市街地内の都市景観を構成する街路樹など緑を保全する。

築館地域杉薬師の周辺、栗駒地域鶴丸城趾の周辺などの郷土景観を構成している緑地を保全する。

5) 生態系の保全

ラムサール条約指定登録湿地である伊豆沼、内沼を生態系の保全の緑に位置づけ、渡り鳥の飛来地である生態系を維持するよう貴重な自然環境の保全を図る。

③ 主要な緑地の確保目標

本区域における緑地、公共空地等のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

